

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による
拡充等を求める意見書

子供の健やかな成長は大和郡山市民及び大和郡山市行政において大きな願いであるとともに、いつでも安心して医療を受けられることは大和郡山市の子供たちの健やかな育みにとっても必要不可欠である。

我が国や我が地域の未来を担う子供たちにとって、どこの地域であっても、また、いかなる家計の状況であっても、いつでも安心して社会保障制度の根幹の一つである医療を受診できることは重要であり、子ども医療費助成制度や乳幼児医療費助成制度の拡充は地方自治体がリードしてきたものである。

平成30年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、いわゆるペナルティーが廃止されたことから、奈良県では令和元年8月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、市民の窓口負担が大きく軽減されることになり、またペナルティーを課す要因とされている受診の増加及び医療費の増加については特段の有意性は確認されていない。

一方で、就学後の子ども医療については現物給付方式により助成した場合、いまだペナルティーが課されている現状である。

このペナルティーを課している国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令は、昭和34年3月24日に公布され、63年も経ている政令が根拠となっている。当時の初任給は大卒の公務員で約1万円、高卒の公務員で約6,700円程度であり、世帯状況については専業主婦層が多くを占め、我が国において1億人突破前の爆発的に人口が伸びている時代に施行されている。

こういった時代と同一視できるものではなく、現下は人口減少・少子化時代であるとともに、独り親家庭や障害児の支援、貧困対策と物価高騰対策等による子育て支援は急務である。今こそ国と地方が協力して、この問題に総力を挙げて取り組まなければならない。

よって、国においては、子供の健やかな成長及び子供のある家庭における子育てに対する支援をするために、こども家庭庁設置に向けて取り組まれていることから、この設置の趣旨を踏まえ、速やかに以下の項目について実現するよう強く要望する。

記

1. 就学後の子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。
2. 地方自治体の取組を尊重し、子ども医療費助成を国の制度として早期に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 9月16日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
こども政策担当大臣